

子どもと共にある正義 に関する世界宣言

2021年11月20日

子どもと共にある正義に関する世界会議2021とは

概要:この会議は、「非差別的で包括的な子どもの司法制度に向けて、すべての子どものための司法アクセスを確保する」というテーマを掲げ、2021年11月15日から20日にかけてオンラインで開催され、100カ国以上からなる様々な世代4800人以上の参加者で構成されています。

開催に関して:子どもと司法に関するグローバル・イニシアティブ(テラ・デズ・オム・コンソーシアム、国際刑事改革機構、国際青少年・家族裁判官・判事協会、国際子どもの権利研究所)が企画し、国連児童基金の技術支援を受けてメキシコ連邦最高裁判所が主催しました。後援は、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表事務所、国連薬物犯罪事務所、国連人権高等弁務官事務所、経済協力開発機構、平和・公正・包摂的な社会のためのパスファインダー、欧州評議会および欧州議会であり、ベーカー・マッケンジーのプロボノ支援を受けて、科学委員会、名誉委員会、児童・青年諮問グループ、世界会議の地域・国家準備会議からの情報提供を基に行われました。

再確認する:国連子どもの権利条約およびその他の関連する国際的な子どもの権利基準に含まれる子どもの権利を促進し、保護し、実現するための具体的な公約を再確認しました。

振り返る:子どものための正義、修復的正義、子どもの司法制度の強化を包含するテーマに焦点を当てた過去3回の世界会議である、パリ宣言(2018年5月フランスにて採択)、ジュネーブ宣言(2015年1月、スイスにて採択)、リマ宣言(2009年11月、ペルーにて採択)で打ち出された公約を再認識しました。

支持する:持続可能な開発目標16(平和と公正をすべての人に)に関連して、国際、地域、国レベルの多様な政府間組織、市民社会組織、学術機関によって開発、承認された「平和で公正かつ包括的な社会のための草分け」による「子どものための正義」グローバル行動要請(2019年9月)に明記された勧告と行動ポイントを支持します。

確認する:前回の世界会議(フランス、2018年5月)での声明の中で子どもや若者が出した要求を再度強調する必要性、「自由を奪われた子どもに関する国連グローバルスタディ」(2019年11月)で示された指針の重要性、国連が発行した『政策概要:COVID-19の子どもへの影響』(2020年4月)、省庁間で共有されている『テクニカルノート:COVID-19と自由を奪われた子どもたち』(2020年4月)、ユニセフ『COVID-19時代の子どものための司法へのアクセス:現場からの学び』(2020年12月)で強調された子どもの司法へのアクセスに関するCOVID-19の影響、および、第14回国連犯罪防止刑事司法会議における「犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する

る京都宣言」(日本、2021年3月)において国連加盟国の首脳、大臣、代表が作成した、子どものための公約を確認しました。

注記: 以下に留意してください。

1. 国連子どもの権利条約(CRC)は、司法または救済へのアクセスという言葉に特に言及していないものの、この概念は、最善の利益原則、情報を受け取り、意見を表明し、意見を聞かれる子どもの権利、あらゆる形態の暴力から保護される権利、法律に抵触した子どもおよび法に触れる子どものために義務付けられた権利、保護、保証、自由の剥奪に関連して、被害を受けた子どもの回復と更生のために定められた措置など、その条項全体にわたって明文化されていることを指摘します。
2. 世界人権宣言と市民的及び政治的権利に関する国際規約等は、すべての子どもに等しく適用され、これらによって、権利又は自由を侵害された者は、効果的な救済を受ける権利を有すること、またこの権利は、権限のある司法当局、行政当局、立法当局又は国家の法制度により定められたその他の権限ある当局により決定されることが規定されています。
3. 非差別の原則はCRCの基本的な柱であり、多数の国際的、地域的、国内的な法的文書の基礎となっています。
4. 国連総会において国連加盟国が、子どもを含めた人々の基本的権利として司法への平等なアクセスを承認したこと、そして、すべての人に向けた司法への平等なアクセスの確保と子どもに対する暴力の終結は、いずれも持続可能な開発のための2030アジェンダ、特に、目標16の中核をなす要素です。
5. 子どもたちは、社会の失敗の責任を無理に負わされています。ここには、司法の文脈の内外で彼らに向けられるあまたの形の暴力も含まれ、その影響は、社会から疎外された子どもたちに偏っています。子供たちの立場がたとえ被害者であれ、あるいは遺族、容疑者、犯罪者、証人、それらの組み合わせ、あるいはその他の立場のいずれにせよ、暴力は、子どもたちが法に触れる行為を取る状況や危険因子を回避あるいは対応する努力を妨げます。
6. COVID-19の大流行が、既存の社会的不平等を増幅し、すでに脆弱な子どもの司法・保護制度とサービスをさらに弱体化あるいは完全に麻痺させており、これらの問題は、気候・環境危機、地政学的緊張と武力紛争、経済危機、その他の人道支援危機を含む無数の他の現代的かつ進行中の危機によって悪化しています。これによって、すべての子どものための持続可能な司法アクセスを可能にする回復力のある枠組み・制度・アプローチの構築が必要となっています。
7. 社会的、ジェンダー的、人種的、気候的、政治的正義を求める国内および世界的な運動の最前線で、力をつけた子どもたちや若者たちが、成功裏に議論を変え、司法制度改革に影響を与えていることを、世界が目撃する機会がますます増えています。
8. 子どもの司法制度と司法へのアクセスの提供において差別と不平等がないことは、彼らが誰であるか、どこから来たか、どのような状況にあるかにかかわらず、最終的にすべての子どもたちに利益をもたらすものです。
9. 法に触れる子どもは、本来、他の児童と同様の権利を有しており、そのためには、子どものそれぞれが直面する特定の脆弱性とニーズに対する感受性と、その発達する能力を認識した上で、子どもの権利と幸福を平等かつ公平に尊重し保護することが必要です。

10. さまざまな形で法に触れる子どもが関わる事件に総合的かつ効果的に対処するためには、司法、児童保護、児童福祉、社会的保護、教育、医療等の分野を管轄する制度を定めて、多方面にわたる連携、協力を追求することが不可欠です。

尊重する:世界会議の子ども・若者諮問グループが集めた以下のような子どもや若者の声を尊重します。

11. 私たちは、司法制度に接する子どもたちの権利に情熱を注ぐ子どもたちと若者のグループです。メンバーの多くがこれらの制度を自ら直接体験しており、その体験に基づいて、次のように感じています。
 - a. 世代間格差と経済的不平等が、子どもたちが法に触れる根本的な原因である。
 - b. 法に触れる子どもたちは、家庭内で受ける暴力、虐待、教育からの排除など、複数の複合的な逆境に直面し、それにより精神衛生に大きな影響を受けることがある。
 - c. 司法制度が子どもの権利を優先していないため、多くの子どもたちが司法制度との関わりによって傷つけられ、無視され、トラウマを抱えたままになっている。
 - d. 刑事司法制度は、リハビリテーションや平和の回復ではなく、罰や非難に焦点を合わせていることが多い。
12. 子どもたちは今日の市民であり、明日のリーダーであると私たちは信じています。このことを認識し、子どもたちに自分たちの権利についての知識を与えるよう大人たちをお願いします。
13. 司法制度と接触する子どもたちに向けて真の変化を生み出すために、政府や市民社会が子どもたちや若者と協力し、国際法に定められたすべての子どもの権利が世界中のすべての子どもたちに対して実現されることを、私たちは要求します。
14. 特に願うことは次のとおりです。
 - a. すべての子どもたちが、いかなる理由によっても差別されない包括的な方法で、平等に司法にアクセスできるようにすること。
 - b. 子どもたちは、自分の意見を伝える自由を与えられ、その意見を真剣に受け止めてもらえること。
 - c. 自分自身の生活について決定する子どもの能力が認識され、大人から適切な支援を受けられること。
 - d. 子どもたちは、現在のパンデミックと同様の不確実性や危機の瞬間に直面した際、どのように対処するのが最善であるかについての情報とガイダンスを提供されること。
 - e. 法に触れる子どもたちは、人道的な方法で扱われ、その権利が尊重される。そのような子どもたちの精神的健康と幸福には全体的なアプローチをとること。
 - f. 年齢が上がったことで子ども向けケアプログラムの対象から外れた若者が法に触れた場合は、子どもと同じ規定で処遇すること。
 - g. 子どもや若者は、修復のプロセスについて学び、それに参加する機会を与えられること。

- h. 子どもや若者が、司法制度への信頼を回復する鍵である自分の権利を主張することに関して支援を受けられること。
15. すべての子どもが対等に扱われ、大人と協力して人権という約束を果たす機会が提供されることによって、子どものための、そして子どもとともにある真の正義が実現されると、私たちは確信しています。

したがって、私たちは世界会議の主催者、パートナー、参加者として、国家や市民社会を含むすべてに関連する利害関係者に対し、一致団結して以下のことを呼びかけます。

現在と未来の両方における「子どもと共にある正義」の真の実現

- 16. 子どもの司法と司法へのアクセスの規範的枠組み、法的・規制の枠組みの構築と改革、制度の運用と手続きの実施、関係者の能力開発、義務を負う者やコミュニティ、より広い社会の説明責任の遂行など、前向きな変化を追求する上で専門家および中心人物としての子どもと手を組む形で、世界中のすべての子どものために平等で非差別的、かつ包括的な司法アクセスを実現するために、子どもは子どもとして、大人は大人として手を取り合い、活動すること。
- 17. 法律と法的手続きについて、子どもにわかりやすく、ジェンダーに配慮し、障害を持つ人にも対応したガイダンスと情報を提供し、子どもも大人も同様に子どもの権利についての一般理解を深め、子どもに届くよう最も効果的な方法で子どもを対象としたコミュニケーションを追求し、法に触れるすべての子どもを含むあらゆる背景および状況の子どもにとって参加可能で利用しやすいアプローチを確保することによって、権利保持者としての子どもが変化の担い手として活動し、現在と未来の声を増幅できるような環境を改善すること。
- 18. 法律への子どもの参加を義務づけ、その法を施行して、子どもが主体者となるようにする。単に子どもの参加を促し、只々相談対象として受け身で子どもに接するだけにだけに止まらない。特に、法に触れる子どもたち、差別・疎外・脆弱・不安定な状況などのために議論から排除されがちなグループに配慮する。

差別のない、子どもたちの包括的な司法へのアクセス

- 19. 子どもの司法に関するあらゆる議論と改革において、広範な不平等と差別の概念を中心に据え、否定的なレッテル貼りやスティグマ効果を回避する方法で、法に触れるすべての子どもたちのために、いかなる理由による差別もなくす実際の解決策を制定すること。
- 20. 刑事、民事、行政、伝統、慣習、移行期、社会正義を総合的に包含する方法で、すべての子どもたち、特に社会から疎外された集団の子どもたちのために、平等かつ公平な司法へのアクセスを確保すること。
- 21. 神経科学、発達科学、行動科学に基づいて、年齢に適した形で、障害を持つ人にも対応し、ジェンダーに配慮しており、ニーズと権利に基づいた司法手続きと施設を、法に触れるすべての子どもたちのために開発し、利用すること。
- 22. 法に触れる子どもたち一人ひとりの文化的、言語的多様性を尊重し、それに対処するための措置を講じること。
- 23. 地域社会とともに創造的に実施され、差別のない包括的な方法で子どもたちが普遍的にアクセスできる、地域社会に根ざしたサービスと非拘束的措置を確立すること。

24. 先住民族、少数民族、社会から疎外された子どもたちがどのように法に触れる行為をするようになったのか、司法へのアクセスがどのように妨げられているか、そしてそのような子どもたちが司法制度によって負の差別的取り扱いを受ける根本原因を理解するために、国および地方レベルでデータ収集と評価を継続および強化し、制度における彼らの過剰出現を防止するとともに、適切な情報に基づく効果的かつ持続可能な介入を開発すること。
25. 非差別的で包括的な子どもの司法制度および子どものための平等な司法へのアクセスに向けて、時間と資源の適正、適切かつ公平な投資、および子どもと接触するすべての関係者の適切な能力育成を伴うハイレベルな政治的公約を確保すること。

危機とパンデミックに直面した子どもたちのための、回復力のある司法へのアクセス

26. すべての子どものための持続可能な司法アクセスを可能にするため、緊急時および非緊急時の子どものための革新的で弾力的な司法プロセスおよび手続きのための法的および政策的基礎を採用すること。
27. デジタル格差および地理的な格差、利便性と包括性、セキュリティとプライバシー、機密性、子どもの同意と快適さのレベルを考慮した上で、手続き上のセーフガードを保証し、対面での審理と手続きを補完し、試験的で効果的な実践に基づいて開発された、仮想法廷、審理、面接、事例や情報管理、その他の手続きの実施を検討すること。
28. 緊急時や危機時の計画と対応において、機関間および多部門間の協力のための明確なプロトコルを制定し、実施する。また、子どもの保護と司法制度の主要機関が、流行時や緊急時に活動を許され、優先される必須のサービスであると見なされるようにすること。
29. 司法関係者が、危機の際の不安定な状況に適応するために開発・制定された措置や手段を迅速かつ効果的に採用・活用できるよう、継続的にその能力を構築すること。
30. 子どもの権利と司法にアクセスする機会に関連して、危機とパンデミックの影響と不確実性に対処する方法について、子どもにもわかりやすく、ジェンダーに配慮した、障害にも対応する情報資料を作成すること。

法に触れるすべての子どもたちのための子どもにもわかりやすい司法へのアクセス

31. 子どものための司法アクセスにおいて、セクター間およびアクター間のシームレスな連携に基づき、子どもが司法制度と不必要に接触することを最小限に抑える方法で、学際的なアプローチを追求すること。
32. いかなる形であれ、法に触れるすべての子どもたちに対し、個々の子どものニーズ、アイデンティティと背景、状況、成熟度に応じた方法で、子どもに優しく、ジェンダーに対応した、障害を含む、トラウマに配慮した、状況に応じた司法・社会サービス、情報、その他の適切な法的・非法的援助を提供すること。
33. 法に触れる子どもとその家族が、それぞれの状況に直面し、対処し、適応し、変容するのを助けるために、利用しやすい精神保健および心理社会的支援の提供を確保すること。
34. 子どもが法に触れる状況に陥る経路を断ち切り、犯罪や再犯行為につながるリスクを防止および最小化し、子どもが暴力や過度の脆弱性のない普通の子ども時代を過ごせるようにするため、早期介入、全体的かつ包括的な家族支援と強化、社会保護制度とサービスの強化によるコミュニティ形成の効果的な方法を特定し実施すること。

35. 法に触れるすべての子どもたちに対し、孤立した一般的な介入ではなく、包括的、協動的、かつ個別のケース管理アプローチによる修復的司法、転換、リハビリ、再統合を優先させること。
36. 薬物関連の犯罪に対する集学的な代替対応や身分犯罪の撤廃など、特に子どもの保護、社会的保護、ヘルスケア、メンタルヘルスや心理社会的支援に関わるシステムによってより効果的に対処されるべき、また対処できる子どもの行動を非犯罪化すること。
37. 児童司法と児童保護の関係者、特に法律家、法執行官、検察官、司法官、矯正官、社会福祉関係者において、子どもの発達、子どもに優しい面接と尋問技術、再トラウマ化を防ぐための適切なプロトコール、暗黙の偏見を意識的に減らす方法などのテーマで、専門的かつ有能な21世紀の労働力を築くために、専門的な訓練を行い、学術カリキュラムを改革し、サービス提供のイノベーションを促進すること。

支持者



「子どもと共にある正義」のグローバル・イニシアティブは、国際機関のコンソーシアムが開発した共同プログラムで、「子どもと共に正義を」をグローバル・マイルストーンとして世界会議を開催し、「子どもと共に正義を」オンラインプラットフォームを通じて、実践者のグローバルコミュニティを関与させ動員しています。この活動は子どもの正義の分野における内省、交流、絶え間ない学習のためのオンラインとオンサイトのスペースを通じて、専門家同士の批判的な議論と行動指向の問題解決を促進することを目的としています。

「子どもと共にある正義に関する世界会議」は、法律に接触、抵触する子どもに関連する最新の問題に対処することを目的としており、子どもや若者、政策立案者や司法制度関係者、学者、市民社会、国連代表、その他の専門家や実務家に、次のような課題に特化した活発な場を提供するものです。(1) 世界中の子どものための、また子どもと共にある公正で適切な司法制度の促進、(2) 専門家がベストプラクティスを交換し、科学的協力を促進し、政策提言を策定し、子どものための司法に対する認識を高めるための場の提供、(3) 法に触れる行為をとった子どもや若者の権利に関する国際文書や基準の運用支援。

2021年の「子どもと共にある正義に関する世界会議」では、司法制度へのアクセスやその質を損なう差別を減らし、すべての子どもが法の下で平等な扱いを保証されるよう、実践重視の戦略を交換することに重点が置かれました。参加者は、国際的かつ地域的な全体会議と、パネルディスカッション、認定トレーニング、政策指向のワーキンググループ会議からなる行動重視のワークショップに参加しました。世界会議では、「すべての子どものための司法アクセスの確保：非差別的で包括的な子どもの司法制度に向けて」という全体テーマの中で、以下の11のサブテーマが優先的に取り上げられました。

- 先住民、民族、その他のマイノリティグループの子どもたちに対する組織的な人種差別と不当な犯罪行為
- ジェンダー、性的指向、性自認による差別、ジェンダー・ジャスティス・アプローチの育成
- 難民、付き添いのない外国人の子ども、外国人の両親を持つ子どもなど、移住の影響を受ける子どもや若者が経験する差別
- 障がいや健康状態を理由とした差別
- 薬物の使用および乱用による差別
- 子どものネット上での行動の犯罪化
- 年齢制限と身分不相応の犯罪
- 児童司法制度において、子どもの声が確実に届くようにすること
- 法的多元主義の文脈の中で子どもの権利を実現する
- 危機とパンデミックの時代における弾力的な子どもの司法制度の構築
- 子どもの司法制度における暴力に取り組み、子どもの被害者、加害者、証人のために子どもに優しいアプローチを確保すること

この「子どもと共にある正義に関する世界宣言」は、世界会議コンソーシアムおよびその子ども・若者諮問グループが、科学委員会、主催パートナー、世界会議およびその準備会合の参加者からの情報提供を受けて起草したものです。

詳細については、www.justicewithchildren.org をご覧ください。